

茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会

答 申 書 (写)

平成30年1月25日

茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会

## 目 次

答申書	1
1 審議の結果	2
(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化について	2
(2) 学童保育室利用料について	3
2 経過	3
3 審議の内容	4
(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化	4
(2) 学童保育室利用料	4
4 おわりに	5
5 付帯意見	5
(1) 特定教育・保育施設等利用者負担額の変更時期について	5
(2) 特定教育・保育施設等利用者負担額の階層区分について	5
(3) 特定教育・保育施設等利用者負担額以外の費用について	6
(4) 学童保育事業について	6

茨附利審第0006号  
平成30年 1 月 25 日

茨木市長 福岡 洋一 様

茨木市特定教育・保育施設  
利用者負担額等審議会  
会長 福田 公 教

茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等について（答申）

平成29年10月13日付茨保幼総第1301号で諮問された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化（案）及び学童保育室利用料（案）について、当審議会は慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会  
会 長 福 田 公 教 （学識経験者）  
副会長 井 元 真 澄 （学識経験者）  
委 員 今 井 美 紀 （市民委員）  
委 員 檜 本 佳 子 （市民委員）  
委 員 大 黒 好 栄 （関係団体代表）  
委 員 原 田 茂 樹 （関係団体代表）  
委 員 梶 武 （関係団体代表）  
委 員 三 角 智 昭 （関係団体代表）  
委 員 城 谷 星 （関係団体代表）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化及び学童保育室利用料について（答申）

1 審議の結果

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化について

市町村が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額については、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号において、「政令で定める額（以下「国徴収基準額」という。）を限度として世帯の所得の状況その他の事情を勘案して利用者負担額を定める。」と規定されています。

茨木市における特定教育・保育施設等の利用者負担額については、昭和57年度以降、国徴収基準額の75%を利用者負担割合としてきており、平成22年度にはこの考え方を条例において定め、現在も適用していますが、実態は条例で定める国徴収基準額の75%と乖離している状態となっています。

よって、条例で定められた国徴収基準額の75%を利用者に負担いただくため、次のとおり改正を行い、適正化することについては、妥当であるとの結論を得ました。

改正内容

利用者負担額算定時の国徴収基準額については、次に掲げる給付単価を限度として算定するものとする。

① 保育標準時間認定子ども又は保育短時間認定子どもに係る利用者負担額

定員区分101人から110人までの保育所に係る公定価格の基本分単価に、「所長設置加算」「主任保育士専任加算」「事務職員雇上費加算」「冷暖房費加算」「三歳児配置改善加算」を加えた額。

※ただし、「三歳児配置改善加算」について、改正案施行後、概ね1年間は、0.5を乗じた金額を適用することとする。

② 教育標準時間認定子どもに係る利用者負担額

定員区分106人から120人までの幼稚園に係る公定価格の基本分単価に、「チーム保育加配加算」「給食実施加算」「主幹教諭等専任加算」「子育て支援活動費加算」「冷暖房費加算」「三歳児配置改善加算」を加えた額。

※改正後の利用者負担額については、別添の参考1の7ページ及び8ページを参照

## (2) 学童保育室利用料について

放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の運営費の負担の考え方として総事業費の1/2を利用者（保護者）が、残りの1/6ずつを国・都道府県・市町村が負担すべきものとして国から示されております。

その考え方に照らし合わせて、適正に利用者負担を求めるにあたり、特定教育・保育施設の利用者負担額と同様、利用者負担のうち25%については市が負担することとし、あわせて、所得に応じて負担増を抑えるために現階層区分よりも細かくすることとして次のとおり改正することについては、妥当であるとの結論を得ました。

### 改正内容

階層区分	定義	利用料月額			
		月曜日から金曜日利用		月曜日から土曜日利用	
		1人目	2人目以降	1人目	2人目以降
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
C	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	5,000円	2,500円	6,000円	3,000円
D	市町村民税所得割課税額 48,600円以上57,700円未満	6,000円	3,000円	7,200円	3,600円
E	市町村民税所得割課税額 57,700円以上97,000円未満	7,000円	3,500円	8,400円	4,200円
F	市町村民税所得割課税額 97,000円以上	8,000円	4,000円	9,600円	4,800円
延長	生活保護世帯以外	3,000円	3,000円	3,600円	3,600円

## 2 経過

茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会は、学識経験者、市民及び各種団体代表からなる9人の委員の構成で、平成29年4月1日に設置されました。

当審議会は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化（案）及び学童保育室利用料（案）について市長から諮問を受け、延べ6回の会議において、提出された資料等をもとに、子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の仕組み、茨木市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「特定教育・保育施設等」という。）並びに学童保育室の運営、市民の教育・保育に対する利用ニーズ、その他の子ども・子育て支援の状況把握に努めつつ、特定教育・保育施設等の利用者負担額並びに学童保育室利用料について、市民の立場又は各々の専門的な立場から慎重かつ率直な意見交換を行い、利用者負担額及び学童保育室利用料について一定の結論に達しました。

### 3 審議の内容

#### (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化

昭和56年度に開催された茨木市保育料問題懇談会において、茨木市保育所保育料を国の徴収基準額の75%とすることは妥当であるとの答申を得た後、茨木市の保育所保育料については、前年度の国の徴収基準額の平均75%としています。

この負担割合については、直近では、平成21年度に開催された茨木市保育所保育料に関する懇談会においても、妥当であるとの答申を得て条例化し、平成26年度に開催された茨木市子ども育成支援会議においても、この考え方について諮り、平成27年度以降、保育所の利用者負担額だけでなく、幼稚園の利用者負担額についてもこの考え方を適用しています。

しかしながら、規則に定める利用者負担額の算出方法が、各施設の実態と乖離していることにより、現在、実際には、利用者に負担いただいている額は国徴収基準額の70%程度となっている状況であることが確認できました。これを実態に合わせ75%とすることは、適正な負担を利用者に求めるものであり妥当であると考えました。

一方、3歳児については、適正化後の増加額が他の歳児と比較し大きく変わることから、利用者への影響が大きいと考えられます。このことについては、経過措置（「三歳児配置改善加算」について、改正案施行後、概ね1年間は、0.5を乗じた金額を適用することとする。）を設けることで影響を緩和できることから、妥当であると考えました。

なお、改正時期については、国において、2020年度までに幼児教育・保育の利用者負担の無償化が示されていることから、慎重に検討する必要があるとの意見が出されました。

#### (2) 学童保育室利用料

放課後児童健全育成事業については、従来から運営費の負担の考え方として総事業費の1/2を利用者（保護者）が、残りの1/6ずつを国・都道府県・市町村が負担すべきものとして国から示されていました。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まるにあたり、茨木市においては、新制度による児童の集団規模の適正化（1クラス概ね40人以下となるよう教室の分割）を3か年計画で実施後、総事業費の1/2とした国の考え方を基本に利用者負担額の見直しを行うこととし、平成27年度はそれまでの18時から19時までの時間延長拡充分に係る延長利用料のみ引き上げを実施し、基本利用料については平成29年度に検討することとされました。

利用料の見直しを検討する中で、近年、茨木市では総事業費に占める利用者負担の割合が概ね1/4程度で推移し、国の示す考え方との乖離が大きい状

態が続いておりますが、総事業費の1/2とした国の考え方とおりに利用者負担額の見直しを行うと、現在の倍以上の額となり、保護者の負担も大きいことから、特定教育・保育施設の利用者負担額と同様、利用者負担のうち25%については市が負担すること、また、所得に応じて負担増を抑えるために現階層区分よりも細かくすることとした前述の改正内容が示されました。審議の過程で、ひとり親世帯に対する配慮の必要性について意見がありましたが、府内市町村のひとり親世帯に対する減免等と同程度の措置が設けられており、その点を含め、示された改正内容については、妥当であると考えました。

#### 4 おわりに

今回の答申については、延べ6回の審議を重ね、慎重に検討を行った結果、結論に達したものであり、本答申を尊重し、適切な処置がとられることを要望するものです。

これまで、保育所保育料を改正する場合には、懇談会を設置し、市民の意見を聴き、市民的合意のうえ、保育料を決定するという慎重な手続きを踏まれてきました。今回は、これに加え、幼稚園、認定こども園等の利用者負担額及び学童保育室利用料の改正について諮問されたものです。

近年、少子化が進展するとともに核家族化や共働き家庭の増加、地域の子育て力の低下などに伴い、教育・保育に対する利用ニーズはますます増加・多様化しています。今後につきましても、子ども・子育て支援を取り巻く社会環境の変化を的確に把握し、国の制度改正又は市の財政状況等を勘案しつつ必要に応じて、そのあり方を検討されるよう要望します。

#### 5 付帯意見

当審議会の結論及び審議の内容については、以上の各項目で述べたとおりですが、審議の中で、以下のとおり意見が出されたので付言します。

なお、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化及び学童保育利用料の改正にあたっては、提供される教育・保育等の質の向上をはじめ、子育て支援等の充実に努めていただくよう要望します。

##### (1) 特定教育・保育施設等利用者負担額の変更時期について

利用者負担額の変更にあたっては、国における幼児教育・保育の利用者負担の無償化の動向に十分注視し、適切な時期を見極めていただくよう要望します。

##### (2) 特定教育・保育施設等利用者負担額の階層区分について

茨木市の特定教育・保育施設等利用者負担額については、国の定める階

層区分を採用し、国徴収基準額の75%と定めています。

国の定める階層区分については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定められていることから、茨木市の考え方の妥当性は認められるものではありますが、北摂各市の設定状況をみると、いずれも、国の定める階層区分を基本に、より細分化した独自の階層区分を設定しており、階層区分間の段差が緩やかになるよう考慮されています。

当審議会としては、よりきめ細かな階層区分を設定することで、階層区分間の段差を緩やかにすることが必要であると考えますので、今後の検討課題としてください。

### (3) 特定教育・保育施設等利用者負担額以外の費用について

私立施設における特色ある教育・保育の取組及びサービス内容は施設において異なることから、実費徴収、上乘せ徴収、延長保育料、給食費、主食費その他の利用者負担額以外の金額についても、施設によって異なっています。

人件費等、保育に係る経費が施設により異なることから、これらを一律の金額に統一するということは困難であるとは思いますが、これらの金額が適正なものとなるようチェックする仕組みを構築してください。

また、現在も、市ホームページ等においてこれらの金額の情報提供を行っているとのことではありますが、市民がこれらの情報を入手しやすくなるよう更なる工夫に努めてください。

### (4) 学童保育事業について

放課後児童支援員（学童保育指導員）の研修等、さらなる質の向上に努めるとともに、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の中で求められている小学校6年生までの対象学年の拡大や、要望のある長期休業中のみの学童保育事業の利用などについて、検討、取り組みいただきますよう要望します。

## 茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会 資料目次

資料 1 茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会委員名簿

資料 2 茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会規則

(参考) 平成29年12月 7 日から平成29年12月28日の間に実施したパブリックコメントの資料

- 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化(案)について
- 2 学童保育室利用料(案)について

# 資料 1

## 茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会委員名簿

区分	氏名	所属団体等
市民公募	イマイ ミキ 今井 美紀	—
	カシモト ミコ 樫本 佳子	—
学識経験者	フクダ キミノリ 福田 公教	関西大学人間健康学部准教授
	イヱト マスミ 井元 真澄	梅花女子大学心理こども学部教授
関係団体から推薦された者	ダイコク ヨシエ 大黒 好栄	茨木市PTA協議会副会長
	ハラダ シゲキ 原田 茂樹	社会福祉法人茨木市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長
	カジ タケル 梶 武	茨木市民生委員児童委員協議会監事・ 豊川彩都西地区委員長
	ミヅミ トモアキ 三角 智昭	茨木市私立保育園連盟会長
	シロタニ セイ 城谷 星	茨木市私立幼稚園連合会会長

### 茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会規則

平成29年4月10日

茨木市規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第3条の規定に基づき、茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、茨木市附属機関設置条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体から推薦された者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了した日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、こども育成部において処理する。

(秘密の保持)

第8条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特定教育・保育施設及び  
特定地域型保育事業の利用者負担額の  
適正化（案）について

平成29年12月

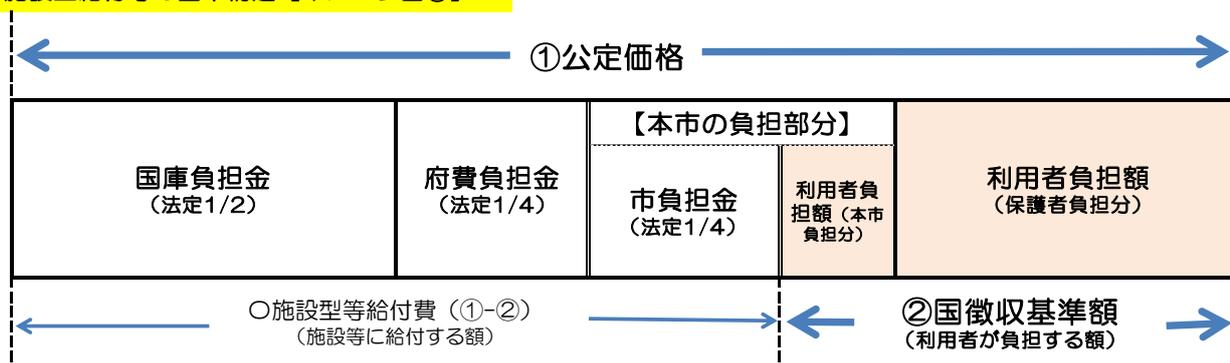
茨木市

# 1 子ども・子育て支援新制度における公定価格、国徴収基準額及び利用者負担額の関係について

○平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度において、「施設型給付」及び「地域型保育給付」が創設され、これまで個別に行われていた保育所等（認定こども園、幼稚園、保育所や小規模保育事業所等）に対する財政支援が、この2つの給付制度に基づいて、実施されることになりました。

○施設型等給付費（施設型給付費及び地域型保育給付費）は、「保育所等が児童（一人当たり）を保育するのに必要な額」（①公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（②国徴収基準額（利用者が負担する額））を控除した額となります。（イメージ図①参照）

○施設型給付等の基本構造【イメージ図①】



## ①公定価格とは

- 保育所等が児童（一人当たり）を保育するのに必要な額
- 施設型等給付費（施設等に給付する額）と国徴収基準額（利用者が負担する額）で構成される。
- 毎年度、内閣総理大臣が定める。

## ②国徴収基準額とは

- 国が政令で定める利用者負担の上限額基準
- 市町村が保護者の利用者負担として定めることができる上限額

## (1) 保育所等の利用者負担額について

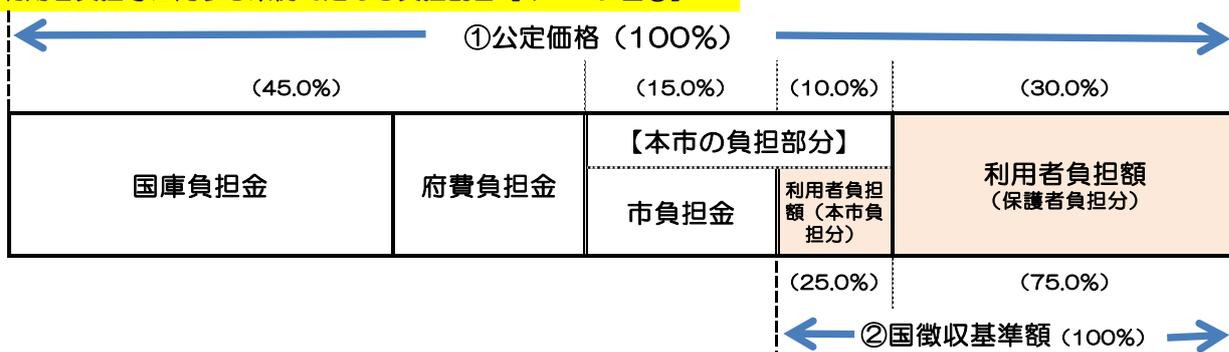
利用者負担額（保護者負担分）については、市町村が②国徴収基準額を限度に設定することとなっており、本市では、条例において②国徴収基準額の75%と規定していることから、残りの25%分については、市の負担としています。（イメージ図②）

しかし、利用者負担額の保護者及び市の負担割合については、平成19年度以降、保護者負担が65.6%～71.6%、市負担が28.4%～34.4%で推移するなど、条例の規定と実績の負担割合が乖離する状態が続いており、課題となっています。

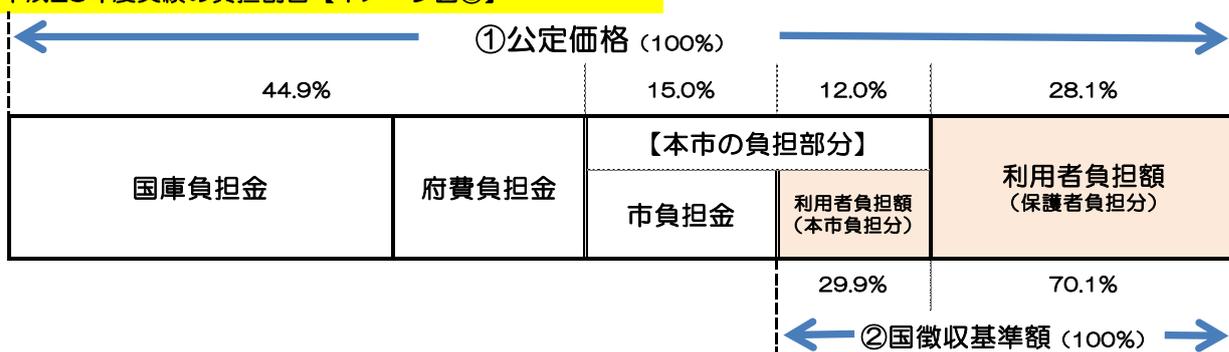
平成28年度実績（イメージ図③）においても、保護者負担が70.1%、市負担が29.9%と、依然として乖離していることから、適正な保護者負担となるよう、検討及び見直しが必要となっています。

これについて審議いただくため、本年9月から茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会を開催しています。

### ○利用者負担等に関する条例で定める負担割合【イメージ図②】



### ○平成28年度実績の負担割合【イメージ図③】



## 2 利用者負担額の適正化（案）について

○保育所等の利用者負担額（②国徴収基準額）については、「国の定める利用者負担の上限額基準（参考資料(3)参照）又は、給付単価限度額（参考資料(4)及び(5)参照）のいずれか低い額とする。」とされています。

○しかし、給付単価の設定については、施設の定員規模により差があり、小規模になるほど高く、大規模になるほど低くなる設定となっていることから、定員規模によって利用者負担額に大きな差が生じることになります。

○よって、本市においては、施設の定員規模に係わらず、すべての施設において、同じ質の保育の提供が行われているとの観点から、利用者負担額についても、同じ負担となることが望ましいと考え、給付単価限度額については、「定員区分：111から120人まで」を採用しています。

### (1) 保育所等（保育所・認定こども園（保育枠））利用者負担額の改正案

これまで、保育所等の給付単価限度額の定員規模及び加算項目については、「定員区分：111から120人まで」の（基本分単価）+（所長設置加算）を採用していましたが、実態と乖離している（「ポイント」参照）ことから、実態にあわせるため、次のように改めます。（参考資料(1)参照）

○改正案

- ・定員区分：101人から110人まで
- ・（基本分単価）+（所長設置加算）+（主任保育士専任加算）  
+（事務職員雇上費加算）+（冷暖房費加算）+（三歳児配置改善加算）

○現行

- ・定員区分：111から120人まで
- ・（基本分単価）+（所長設置加算）

【ポイント】国徴収基準額に対する保護者の利用者負担額が75%を下回る理由としては、次の2点が挙げられ、これらを実態に合わせることで、課題の解消を図ることができます。

- 1 保育所等（保育所・認定こども園保育枠）の平均定員については、平成20年度が103人（当時の給付単価の定員区分：91～120人）でしたが、平成29年度は108人（給付単価の定員区分：101～110人）となっています。
- 2 「主任保育士専任加算」、「事務職員雇上費加算」、「冷暖房費加算」及び「三歳児配置改善加算」の4つについては、すべての保育所等が加算申請していますが、現行は、給付単価限度額に含めていません。

改正案を採用した場合、平成28年度の利用者負担額決算額で国徴収基準額に対する保護者の負担割合を比較すると現行の70.1%から74.6%となります。

平成28年度公定価格 4,981,430,748 … A  
 平成28年度国徴収基準額 1,998,313,230 … B

(円)

	上記の「給付単価限度額」を適用した場合の平成28年度ベースの茨木市利用者負担額（年額）（公立施設除く）	Aに対する割合	Bに対する割合	増減見込額
現行	●75% 給付単価限度額を120人定員保育所の（基本+所長）とする。	28.1%	70.1%	—
改正案	●75% 給付単価限度額を110人定員保育所の（基本+所長+主任+事務+冷暖房+三歳改善）とする。	29.9%	74.6%	90,097,680

## (2) 幼稚園等（幼稚園（私学助成対象施設を除く）・認定こども園（幼稚園枠））利用者負担額の改正案

これまで、幼稚園等の給付単価限度額の定員規模及び加算項目については、「定員区分：301人以上」の（基本単価）を採用しておりましたが、実態と乖離している（「ポイント」参照）ことから、実態にあわせるため、次のように改めます。（参考資料(2)参照）

- 改正案
  - ・定員区分：106人から120人まで
  - ・（基本分単価）+（チーム保育加配加算）+（給食実施加算）  
+（主幹教諭等専任加算）+（子育て支援活動費加算）  
+（冷暖房費加算）+（三歳児配置改善加算）
- 現行
  - ・定員区分：301人以上
  - ・（基本分単価）

【ポイント】国徴収基準額に対する保護者の利用者負担額が75%を下回る理由としては、次の2点が挙げられ、これらを実態に合わせることで、課題の解消を図ることができます。

- 1 茨木市内の新制度の対象となっていない私学助成の幼稚園の平均定員については、平成29年度が327人（給付単価の定員区分：301人以上）、新制度対象の幼稚園の定員は112人（給付単価の定員区分：106～120人）となっています。  
※私学助成対象の幼稚園を含めると茨木市内幼稚園の平均定員は301人以上となります。平成27年度当初は、これらの幼稚園が新制度の対象となると想定していました。
- 2 「チーム保育加配加算」、「給食実施加算」、「主幹教諭等専任加算」、「子育て支援活動費加算」、「冷暖房費加算」及び「三歳児配置改善加算」の6つについては、市内対象の幼稚園等が加算申請していますが、現行は、給付単価限度額に含めていません。

改正案を採用した場合、平成28年度の利用者負担額決算額で国徴収基準額に対する保護者の負担割合を比較すると現行の70.6%から74.6%となります。

平成28年度公定価格 446,433,888 … A  
 平成28年度国徴収基準額 54,242,110 … B

(円)

	上記の「給付単価限度額」を適用した場合の平成28年度ベースの茨木市利用者負担額（年額）（公立施設除く）	Aに対する割合	Bに対する割合	増減見込額	
現行	給付単価限度額を301人以上定員幼稚園の（基本分単価）とする。	38,290,220	8.6%	70.6%	—
改正案	給付単価限度額を120人定員幼稚園の（基本+チーム保育+給食+主幹+子育て支援活動+冷暖房+三歳改善）とする。	40,470,990	9.1%	74.6%	2,180,770

### 3 改正案に対する課題等への対応について

#### (1) 利用者負担額の階層区分について

本市の保育所等利用者負担額の階層区分については、現在、国の定める階層区分（以下「国基準」という。）を採用しています。（参考資料(1)参照）

これは、平成21年度の茨木市保育所保育料に関する懇談会の答申を受け、平成22年4月に改正した条例において、保育料は、国が定める保育所徴収金基準額表の階層区分に応じて算出する旨を定めており、平成27年度の子ども子育て支援新制度開始後もこの考えを踏襲する形で改めて条例化し、引き続き、採用しています。

国基準については、国が世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされているため、本市が国基準を採用することは、適正であると考えておりますが、一方、北摂各市の階層区分の設定状況をみると、いずれも、国基準を基本に、より細分化した独自の階層区分を設定しており、階層区分間の段差が緩やかになるよう設定されています。

本市においても、階層区分間の段差については、課題であると認識しており、検討の必要性はあると考えておりますが、現在の条例及び規則における規定方法では、仮に、細分化した場合、階層区分によっては、利用者負担額が国徴収基準額の75%と乖離する部分が出るなど、整理すべき課題も大きく、階層区分の細分化については、どのような方法によるものが適正かも含め、検討してまいります。

## (2) 3歳児クラス利用者負担額について（経過措置）

○保育所等（保育所・認定こども園（保育枠））について

利用者負担額の改正案を適用した場合、負担増になる歳児、階層区分、改正前後の利用者負担額等については、次のとおりです。（参考資料(1)）

○1、2歳児

F5階層 改正前:72,200円 改正後:75,400円 増加分:3,200円

○3歳児

F3～F5階層 改正前:33,000円 改正後:41,500円 増加分:8,500円

○4、5歳児

F2～F5階層 改正前:27,800円 改正後:31,000円 増加分:3,200円

改正後に負担増となるのは、上記の歳児や階層区分の利用者のみとなりますが、3歳児の負担額が大きく（+5,300円）なっています。これは、3歳児のみに適用される加算項目である「三歳児配置改善加算（※）」によるものであり、子ども・子育て支援新制度において、保育の質の向上を図るため、新たに追加された加算項目による影響です。

三歳児配置改善により保育の質の向上が図られていることから、適正な負担増であるとの審議会委員の意見がある一方、急激な負担増については影響も大きく、配慮が必要ではないかとの意見もあることから、経過措置を講じることとしました。

その内容は、「三歳児配置改善加算」については、概ね1年程度、0.5を乗じた金額を適用することといたします。

※「三歳児配置改善加算」

・職員配置基準を児童20人につき1人から児童15人につき1人とするための加算

○経過措置

（概ね1年程度）

・定員区分：101人から110人まで

・(基本分単価)+(所長設置加算)+(主任保育士専任加算)

+ (事務職員雇上費加算)+(冷暖房費加算)

+ (三歳児配置改善加算×0.5)

上記の経過措置案を採用した場合、3歳児の利用者負担額は次のとおりとなります。（参考資料(1)）

○3歳児

F3～F5階層 改正前:33,000円 経過措置:38,900円 増加分:5,900円

## 4 参考資料

### (1) 改正前後における茨木市保育所・認定こども園（保育枠）利用者負担額について

平成29年度ベース

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（保育標準時間）（月額：円）									
階層	区分	定 義	0歳児		1,2歳児		3歳児			4,5歳児	
			①現行	②改正案	①現行	②改正案	①現行	②改正案	③経過措置 案	①現行	②改正案
A		生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 1		ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 2	市町村民税非課税世帯	一般世帯	6,700 ( 0 ) ( 0 )	4,500 ( 0 ) ( 0 )							
C 1	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	6,700 ( 0 ) ( 0 )	4,500 ( 0 ) ( 0 )							
C 2	一般世帯	一般世帯	14,600 ( 7,300 ) ( 0 )	12,300 ( 6,100 ) ( 0 )							
D 1	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	6,700 ( 0 ) ( 0 )	4,500 ( 0 ) ( 0 )							
D 2	一般世帯	一般世帯	22,500 ( 11,200 ) ( 0 )	20,200 ( 10,100 ) ( 0 )							
E 1	市町村民税所得割課税額 57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	6,700 ( 0 ) ( 0 )	4,500 ( 0 ) ( 0 )							
E 2	一般世帯	一般世帯	22,500 ( 11,200 ) ( 0 )	20,200 ( 10,100 ) ( 0 )							
F 1	市町村民税所得割課税額 77,101円以上97,000円未満		22,500 ( 11,200 ) ( 0 )	20,200 ( 10,100 ) ( 0 )							
F 2	市町村民税所得割課税額 97,000円以上169,000円未満		33,300 ( 16,600 ) ( 0 )	31,100 ( 15,500 ) ( 0 )	31,100 ( 15,500 ) ( 0 )	31,100 ( 15,500 ) ( 0 )	27,800 ( 13,900 ) ( 0 )	31,000 ( 15,500 ) ( 0 )			
F 3	市町村民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満		45,700 ( 22,800 ) ( 0 )	33,000 ( 16,500 ) ( 0 )	41,500 ( 20,700 ) ( 0 )	38,900 ( 19,400 ) ( 0 )	27,800 ( 13,900 ) ( 0 )	31,000 ( 15,500 ) ( 0 )			
F 4	市町村民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満		60,000 ( 30,000 ) ( 0 )	33,000 ( 16,500 ) ( 0 )	41,500 ( 20,700 ) ( 0 )	38,900 ( 19,400 ) ( 0 )	27,800 ( 13,900 ) ( 0 )	31,000 ( 15,500 ) ( 0 )			
F 5	市町村民税所得割課税額 397,000円以上		78,000 ( 39,000 ) ( 0 )	78,000 ( 39,000 ) ( 0 )	72,200 ( 36,100 ) ( 0 )	75,400 ( 37,700 ) ( 0 )	33,000 ( 16,500 ) ( 0 )	41,500 ( 20,700 ) ( 0 )	38,900 ( 19,400 ) ( 0 )	27,800 ( 13,900 ) ( 0 )	31,000 ( 15,500 ) ( 0 )

※B 2～E 1 階層については、2人目の子どもは（ ）内の金額となり、3人目以降の子どもは〔 〕内の金額となります。

※E 2～F 5 階層については、複数の子どもが保育所等に入所している場合、2人目の子どもは（ ）内の金額となり、3人目以降の子どもは〔 〕内の金額となります。

※上記金額は平成29年度ベースでの金額であり、平成28年度の公定価格単価表による給付単価限度額を用いて算出しています。

※網掛け部分が今回の適正化に伴い改正される階層区分となります。

## (2) 改正前後における茨木市幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）利用者負担額について

平成29年度ベース

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（教育標準時間）（月額：円）					
階層	定 義	3歳児			4,5歳児		
区分		①現行	②改正案	③経過措置案	①現行	②改正案	
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	
B 1	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0
B 2		一般世帯	2,200 ( 0 ) [ 0 ]				
C 1	市町村民税所得割課税額 77,101円未満	ひとり親世帯等	2,200 ( 0 ) [ 0 ]				
C 2		一般世帯	10,500 ( 5,200 ) [ 0 ]				
D	市町村民税所得割課税額 77,101円以上211,200円未満	15,300 ( 7,600 ) [ 0 ]					
E	市町村民税所得割課税額 211,200円以上	19,200 ( 9,600 ) [ 0 ]	19,200 ( 9,600 ) [ 0 ]	19,200 ( 9,600 ) [ 0 ]	16,600 ( 8,300 ) [ 0 ]	19,200 ( 9,600 ) [ 0 ]	

※A～C 2階層については、最年長の子どもから数えて、入園される子どもが、2人目の場合は（ ）内の金額となり、3人目以降の場合は〔 〕内の金額となります。

※D～E階層については、小学校3年生から幼稚園年少までの範囲において、最年長の子どもから数えて、入園される子どもが、2人目の場合は（ ）内の金額となり、3人目以降の場合は〔 〕内の金額となります。

※上記金額は平成29年度ベースでの金額であり、平成28年度の公定価格単価表による給付単価限度額を用いて算出しています。

※網掛け部分が今回の適正化に伴い改正される階層区分となります。

### (3) 国の定める利用者負担の上限額基準（平成29年度）（月額）

○ 平成29年度予算案に基づき国が定める利用者負担の上限額基準（国庫（都道府県）負担金の精算基準）は、以下のとおり。

注：青字、緑字、赤字は平成29年度における「幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進」によるもの。

教育標準時間認定の子ども  
(1号認定)

保育認定の子ども  
(2号認定：満3歳以上) (3号認定：満3歳未満)

階層区分	利用者負担	階層区分	利用者負担		利用者負担	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む) (～約270万円)	3,000円 (0円) ※第2子以降は0円	②市町村民税 非課税世帯 (～約260万円)	6,000円 (0円) ※第2子以降は0円	6,000円 (0円) ※第2子以降は0円	9,000円 (0円) ※第2子以降は0円	9,000円 (0円) ※第2子以降は0円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (～約360万円)	16,100円→14,100円 (7,550円→3,000円)	③所得割課税額 48,600円未満 (～約330万円)	16,500円 (7,750円→6,000円)	16,300円 (7,650円→6,000円)	19,500円 (9,250円→9,000円)	19,300円 (9,150円→9,000円)
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (～約680万円)	20,500円	④所得割課税額 57,700円未満 (77,101円未満) (～約360万円)	27,000円 (13,500円→6,000円)	26,600円 (13,300円→6,000円)	30,000円 (15,000円→9,000円)	29,600円 (14,800円→9,000円)
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円～)	25,700円	⑤所得割課税額 97,000円未満 (～約470万円)	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
		⑥所得割課税額 169,000円未満 (～約640万円)	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
		⑦所得割課税額 301,000円未満 (～約930万円)	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
		⑧所得割課税額 397,000円未満 (～1,130万円)	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
		⑨所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円～)	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

※1 []書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困難していると市町村の長が認めた世帯)の額。  
 ※2 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。  
 ※3 1号認定は小学3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降については0円とする。  
 ※4 給付単価を限度とする。  
 ※5 1号認定においては、平成28年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。

※「平成29年度における子ども・子育て支援新制度に関する予算案の状況について（内閣府子ども・子育て本部、厚生労働省雇用均等・児童家庭局、文部科学省初等中等教育局）」より引用

# 学童保育室利用料（案）

平成29年12月

茨木市



## 1 子ども・子育て支援新制度移行時の基本的な考え方

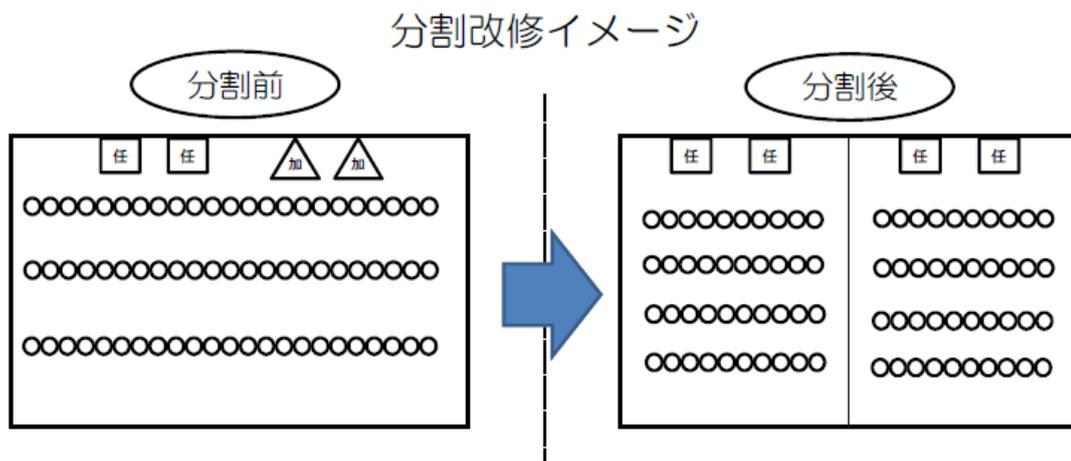
平成27年4月から実施された子ども・子育て支援新制度の中で、放課後児童健全育成事業（茨木市では学童保育事業）について厚生労働省から設備及び運営に関する基準が示されました。大きな変更点として、支援の単位（クラス）をおおむね40人以下とすること（平成26年度以前は70人以下）、支援の単位ごとに放課後児童支援員（茨木市においては任期付短時間勤務職員の指導員）を置くことなどが定められました。

また、あわせて、放課後児童健全育成事業の運営費の負担の考え方として総事業費の1/2を利用者（保護者）が、残りの1/6ずつを国・都道府県・市町村が負担すべきものとして示されました。

茨木市では、利用料については、

- ・利用者負担額は、総事業費の1/2とした国の考え方を基本に本市として見直す。
- ・新制度による児童の集団規模の適正化（おおむね40人以下となるよう教室の分割）及び時間延長を実施するが、分割実施後に利用者負担額の見直しを行うこととし、平成27年度については19時までの時間延長分のみ改正を行う。

とし、平成27年度から延長利用料のみ引き上げを実施し、基本利用料については平成29年度に検討することとし、平成26年度から28年度の3か年計画で順次分割改修を実施いたしました。



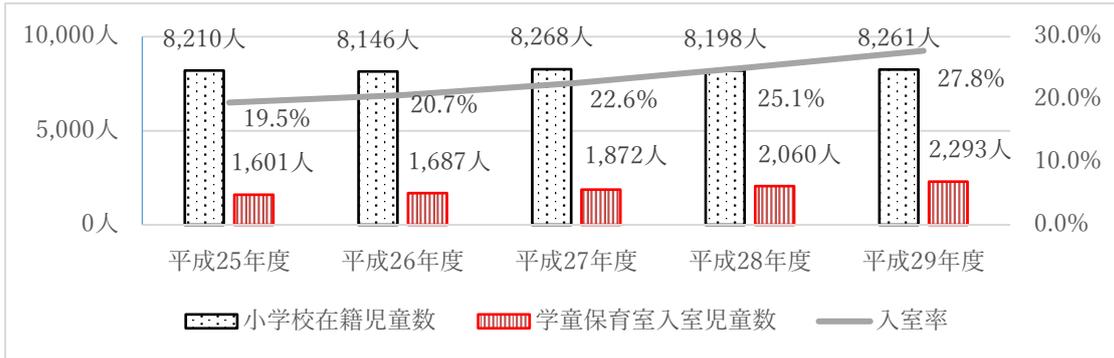
※ 「任」…正規職員の指導員（任期付短時間勤務職員）

※ 「加」…臨時職員の加配指導員

## 2 茨木市の現状

1～3年生の小学校在籍児童数は、ここ5年ほぼ横ばいですが、共働き世帯の増加などにより、学童保育室の入室児童数は大幅に増加しています。新制度に従い、それまで基本的に1学童保育室1支援の単位であったところを、1支援の単位おおむね40人以下とするために分割を進め、平成29年度は30学童保育室62支援の単位で運営しておりますが、入室児童数及び支援の単位数は今後も増加が見込まれます。

【市立小学校1～3年生の在籍児童数及び学童保育室入室児童数】



【入室児童数及び支援の単位数推移】（平成30年度以降は見込み）

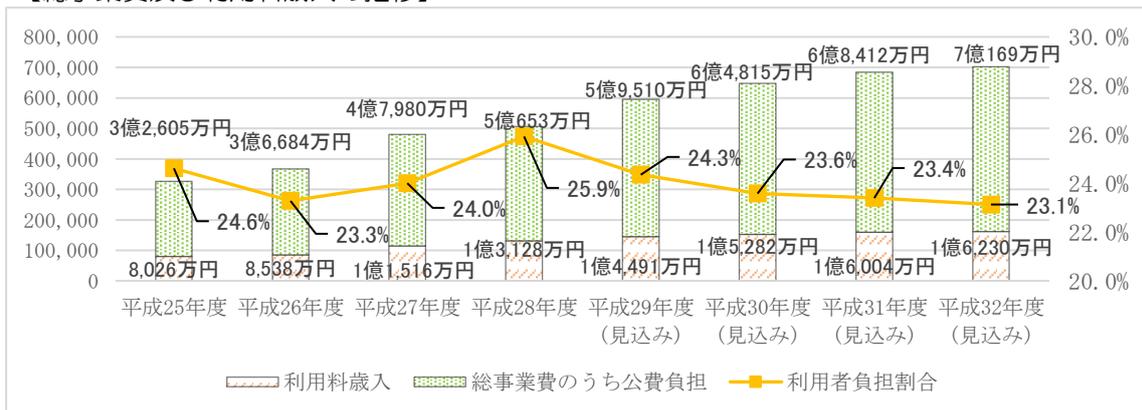
年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
入室者数※	1,615人	1,702人	1,890人	2,078人	2,308人	2,434人	2,549人	2,585人
支援の単位数	30	32	45	52	62	68	72	74
支援の単位 当たり児童数	53.83人	53.19人	42.00人	39.96人	37.23人	35.79人	35.40人	34.93人

(※ 4～6年生を含む。)

また、新制度が導入された平成27年度から総事業費は増大し、総事業費から利用料歳入を除いた額も増えていることから、学童保育室運営に係る総事業費のうち、利用料の占める割合は、おおむね1/4程度で推移しており、国の示す考え方との乖離が大きい状態が続いています。

今後、さらに学童保育室のニーズが高まると考えられる中、質の高いサービスを安定して提供するために、予定の分割整備が終了した今年度、学童保育室利用料の見直しを実施するものです。

【総事業費及び利用料歳入の推移】



### 3 学童保育室利用料の考え方

総事業費の1/2を利用者負担で賄うためには、月曜日から金曜日の基本利用料を現在の月額5,000円から10,780円程度にする必要があり、現在の倍以上の額となります。

一方、茨木市の保育所・認定こども園（保育枠）利用者負担額については、利用者負担を国が示す額の75%となるよう設定し、残りの25%を市が負担することで、茨木市が目指す安心して子育てができる環境を整えるための子育て支援施策としていることから、学童保育室利用料の考え方においても次のとおりとします。

#### ◎改正案の学童保育室利用料の考え方

- ①利用者負担のうち25%については、保育所等利用者負担同様、市が負担する。
- ②所得に応じて負担増を抑えるために現階層区分よりも細かくする。

【国の示す事業費負担の考え方】

保護者 1/2	国 1/6
	府 1/6
	市 1/6

【改正案の事業費負担の考え方】

保護者 3/8	国 1/6
	府 1/6
市 1/8	市 1/6

#### 4 学童保育室利用料（案）

【平成28年度決算（総事業費506,525,795円）から算出】

階層区分	定義	現在の利用料	【参考】 総事業費の1/2	利用料案
A	生活保護世帯	0円(0円)	0円(0円)	0円(0円)
B	市町村民税非課税世帯	0円(0円)	0円(0円)	0円(0円)
C	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	均等割のみ課税 2,500円 (3,000円)	5,000円 (6,000円)	5,000円 (6,000円)
		所得割課税 5,000円 (6,000円)		
D	市町村民税所得割課税額 48,600円以上57,700円未満	5,000円 (6,000円)	8,780円 (10,536円)	6,000円 (7,200円)
E	市町村民税所得割課税額 57,700円以上97,000円未満		9,780円 (11,736円)	7,000円 (8,400円)
F	市町村民税所得割課税額 97,000円以上		10,780円 (12,936円)	8,000円 (9,600円)
延長	生活保護世帯以外	3,000円 (3,600円)	3,000円 (3,600円)	3,000円 (3,600円)
歳入見込		131,277,000円	253,110,000円	195,197,000円
総事業費に占める割合		25.9%	50.0%	38.5%

※現在の額及び案に記載の額は、月曜日～金曜日の1人目の額。( )内は月曜日から土曜日の額。2人目以上の額はそれぞれの曜日の1人目の額の半額として歳入見込を算出。

$$10,780円 \times 75\% = 8,085円 \approx \underline{8,000円} \text{ (月曜日から金曜日の基本利用料最高額)}$$

#### 5 利用料改定予定時期

利用料改定は、平成30年9月から実施を予定しております。